(二) 関係市町村申請等関係事務処理業務（法第八十七条の十四第一項第二号に規定する関係市町村申請等関係事務処理業務をいう。）を行う場合については、その旨を定めていること。	
第二　地方独立行政法人の定款の変更を認可する場合 地方独立行政法人の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。	第二　地方独立行政法人の定款の変更を認可する場合 地方独立行政法人の定款の変更の認可については、法その他の法令の規定によるほか、次の基準によって審査する。
〔一　略〕	〔一　同上〕
二　地方独立行政法人（公立大学法人、公営企業型地方独立行政法人及び申請等関係事務処理法人を除く。）の定款の変更については、第一の一に定める基準に適合していること。	二　地方独立行政法人（公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人を除く。）の定款の変更については、第一の一に定める基準に適合していること。
〔三・四　略〕	〔三・四　同上〕
五　申請等関係事務処理法人の定款変更については、第一の四に定める基準に適合していること。	〔新設〕
六　受入地方独立行政法人に承継される権利に係る財産の価額は、加入日（法第六十六条の三第一項に規定する加入日をいう。）現在における時価を基準として設立団体が学識経験を有する者の意見を聴いて評価した価額であること。	〔新設〕
第四	第四
〔一　略〕	〔一　同上〕
二　地方独立行政法人（公立大学法人、公営企業型地方独立行政法人及び申請等関係事務処理法人を除く。）の合併については、次に定める基準に適合していること。	二　地方独立行政法人（公立大学法人及び公営企業型地方独立行政法人を除く。）の合併については、次に定める基準に適合していること。
〔(一)・(二)　略〕	〔(一)・(二)　同上〕
〔三・四　略〕	〔三・四　同上〕
五　申請等関係事務処理法人の合併については、次に定める基準に適合していること。	〔新設〕
(一) 吸収合併をする場合には、吸収合併存続法人の定款の変更が第一の四に定める基準に適合していること。	
(二) 新設合併をする場合には、新設合併設立法人の定款が第一の四に定める基準に適合していること。	
備考　表中の「　」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附　則

この告示は、平成三十年四月一日から施行する。

○経済産業省告示第二百七十一号

割賦販売法施行規則の一部を改正する命令（平成二十九年内閣府・経済産業省令第二号）による改正後の割賦販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第九十五号）第百三十六条の規定に基づき、経済産業大臣が定める者を次のように定め、割賦販売法施行規則の一部を改正する省令の施行の日（平成三十年六月一日）から施行する。

平成二十九年十二月一日

経済産業大臣　世耕　弘成

割賦販売法施行規則第百三十六条に規定する経済産業大臣が定める者は、次の各号に掲げる者とする。

一　許可割賦販売業者又は割賦販売法（昭和三十六年法律第百五十九号）第三十五条の三の六十一の許可を受けた者（以下「許可割賦販売業者等」という。）の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号。以下「財務諸表等規則」という。）第八条第三項の規定により当該許可割賦販売業者等の親会社とされる者をいい、当該許可割賦販売業者等の財務及び営業又は事業の方針を決定する機関（株主総会その他これに準ずる機関をいう。）に対する支配が一時的であると認められる者を除く。）

二　許可割賦販売業者等の子会社（財務諸表等規則第八条第三項及び第七項の規定により当該許可割賦販売業者等の子会社とされる者をいい、連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号。以下「連結財務諸表等規則」という。）第五条第一項第一号の子会社に該当する者及び資産及び売上高（役務収益を含む。）等からみて、当該許可割賦販売業者等の財務状況、経営成績の評価に合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい者を除く。）

三　許可割賦販売業者等の親会社の子会社（財務諸表等規則第八条第三項及び第七項の規定により当該親会社の子会社とされる者（当該許可割賦販売業者等及び前二号に掲げる者を除く。）をいい、連結財務諸表等規則第五条第一項第一号の子会社に該当する者及び資産及び売上高（役務収益を含む。）等からみて、当該許可割賦販売業者等の財務状況、経営成績の評価に合理的な判断を妨げない程度に重要性の乏しい者を除く。）であって、次に掲げるいずれかの要件に該当するもの。

イ　当該許可割賦販売業者等の取次ぎ先であること。

ロ　当該許可割賦販売業者等からの貸付金の貸付先であること。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月二、六四一円（本体二、五二〇円）　本号一部　五六〇円（本体五二〇円）　（配送料別）